

宿泊約款

第1条【適用範囲】

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊契約の申込み】

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）又はホテルにて利用可能なクレジットカードの提示
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条【宿泊契約の成立等】

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- ・前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- ・申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときには、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- ・第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- ・前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約とすることがあります。
- ・宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条【宿泊契約締結及び施設利用の拒否】

- ・当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約及び施設利用の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者又は施設利用する者が、次のイからハに該当すると認められたとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - (5) 宿泊しようとする者又は、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者又は施設利用する者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者又は施設利用する者が、次のイからニのいずれかに該当すると認められるとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - イ 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - ロ 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ハ 泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - ニ 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力的要求行為が行われ、又は脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったと認められるとき。あるいは、宿泊及び施設利用に関し、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 旅館業法第5条第3号「その他都道府県が条例で定める事由」に基づき神奈川県条例第4条第1号及び第2号の規定する場合に該当するとき。

第6条【(宿泊客の契約解除権)】

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条【当ホテルの契約解除権】

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 神奈川県旅館業法施行条例第4条第1号及び2号の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
4. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条【宿泊の登録】

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条【客室の使用時間】

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

第10条【利用規則の遵守】

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条【営業時間】

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：24時間

(2) レストランサービス時間

イ 朝食：午前8時～午前10時

ロ 昼食：午前11時半～午後2時

ハ 夕食：午後5時半～午後9時

ニ その他の飲食等：午後22時～午後23時

(3) 附帯サービス施設時間

イ 大浴場：午前6時半～午前10時半 / 午後3時～午後10時

ロ ルフロ：午前7時～午前10時 / 午後3時半～午後10時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条【料金の支払い】

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条【当ホテルの責任】

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

・当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

・当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条【受託物等の取扱い】

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 500 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、50 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条【駐車場の責任】

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは、場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条【宿泊客の責任】

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	1 基本宿泊料（室料又は室料+朝食等の飲食料） 2 サービス料（①×10%）
	追加料金	3 追加飲食（①に含まれるものを除く） サービス料（③×10%）
	税金	5 消費税

備考1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を 受けた日 契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	7 日前
	個 人	100%	80%	50%

（注）1. % は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げ）にあたる人数について違約金はいただきません。

特定日に関しましては、別途お取消料が発生することもございます。

4. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージにおいて、異なる違約金を定めることがあります。

●暴力団及び暴力団員ならびに公共の秩序をみだすおそれのある方に関して

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます。ご予約後またはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。
2. 反社会的団体及び反社会的団員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。ご予約後またはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。
3. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、ただちに当ホテルのご利用をお断りいたします。また、過去に同様の行為をされた方についても当ホテルのご利用をお断りいたします。
4. 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品等による自己喪失などご自身の安全確保が困難で他のお客様およびホテル従業員に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められる場合はただちにご利用をお断りいたします。
5. その他、上記各事項に類する行為の認められた場合はご利用をお断りいたします。

●禁止事項 当ホテルでは以下の事項を禁止しております。ご利用に際し特にご留意されますようお願い申し上げます。

1. 火災の原因となる行為 特にベッドでの喫煙、客室内における暖房用、炊事用など火気の利用は厳禁です。
2. 非常階段など従業員専用の施設に立ち入ること 緊急事態あるいはやむを得ない場合を除きます。
その際はホテルスタッフの誘導に従ってください。
3. 当館はバルコニー部分も含めて禁煙となっております。万が一喫煙が発覚した場合は客室の原状回復費用として¥50,000を申し受けます。
4. 館内用スリッパでの外出 スリッパは館内のみでご利用ください。
5. 宿泊登録者以外の客室エリア立ち入り、ご訪問客との面会はロビーまたはレストランをご利用ください。
6. お客様自身で原状回復することができない備品の移動・ホテルの安全や外観を損なうおそれのある物品を窓際やバルコニーへ陳列することもご遠慮ください。
7. 身体障害者補助犬法第2条に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く動物のホテル敷地内への持ち込みはご遠慮ください。
8. 火薬、揮発油などの発火物、引火性物質、悪臭及び強い臭いを発する物質のホテル敷地内への持ち込みはご遠慮ください。
9. 法律により所持を禁じられている物品(鉄砲、刀剣、麻薬等)のホテル敷地内への持ち込みは固くお断り致します。
10. 常識を超える量の物品のホテル敷地内への持ち込み、ホテル外からの飲食物持ち込み、外部への発注行為はご遠慮ください。
11. 事前の許可なく客室で営業行為または集会行為を行うこと、また客室内へ造作物を設置または改造すること、営業目的の撮影、広告宣伝物配布、物品販売、勧誘等をすることはご遠慮ください。
12. 賭博や風紀を乱すような行為、または他のお客様ならびにホテル従業員の迷惑になるような言動はご遠慮ください。